

「在宅療養に必要な連携を担う拠点」に求められる事項について

「在宅医療・介護連携推進事業と在宅療養に必要な連携を担う拠点の役割」 令和 7 年度からのすすめ方

1. 都から求められている目標

在宅医療の体制構築に係る指針において、以下の目標が掲げられています。

- (1) 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること。
- (2) 在宅医療に関する人材育成を行うこと。
- (3) 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと。
- (4) 災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと。

以上の 4 つの目標については「在宅医療介護連携推進事業の手引き」の 8 つの事業項目に含まれており今後も協議会で取り組みます。(裏面に対比表あり)

今後(4)災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うことについては、在宅医療の提供状況の把握や災害時対応を含む連携上の課題の抽出及び対応策の検討等をしていく予定です。

事業項目	在宅療養に必要な連携を担う拠点の役割	実施
(ア) 地域の医療・介護の資源把握	在宅医療・介護連携推進事業 (ア) 地域の医療・介護資源の把握 多摩市公式HPにて医療機関・訪問看護ステーション・病院の窓口の情報を関連機関向けと一般向けのページで公開 リストは年1回更新している。	○
(イ) 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策検討	地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に行い、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること。 「在宅医療・介護連携推進協議会(年2回)」を開催令和7年度から障害福祉課・健康推進課も事務局として参加する。	○
(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	・在宅医療・介護連携推進事業 (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅医療の提供体制の構築推進。 ・医師会と訪問看護ステーションの連絡会を開催(年2回) ・5病院の病院相談員によるネットワーク「病院相談員連絡会」を結成	○
(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援	(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援 ・ICTを活用した情報共有ツール「MCS」の導入 医師会が登録をとりまとめている。	○
(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	・(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援(医師会に委託し「在宅医療・介護連携窓口」を設置(市民及び専門職からの相談に幅広く対応))	○
(カ) 医療・介護関係者の研修	・(カ) 医療・介護関係者の研修 ・協議会参加職能団体が企画する「多職種研修」を実施(年2回)	○
(キ) 地域住民への普及啓発	・(キ) 地域住民への普及啓発在宅療養の概要に関する住民向け冊子の発行、都が作成したACPに係る普及啓発小冊子による普及啓発 在宅療養環境整備支援事業(包括補助)、ACPに係る普及啓発小冊子の配布・市民向け普及啓発リーフレット発行(5,000部) ・ACPなどの講習会を依頼により市民向けに行う。	○
(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	・在宅療養窓口5市連絡会実施(1年に2回)	○